

健康について

保育園は0歳児から5歳児までの大きな集団です。初めて集団生活に入る子どもは新しい環境に慣れるまで疲れやすく、体調をくずしたり、感染症にかかる機会も多くなります。子どもの変化に早めに気づき、しっかりと休養をとることが早期回復につながります。

- ・ 顔色、食欲、機嫌、体温、皮膚の状態、便の状態など日ごろから子どもの健康状態を知っておき、「いつもと違う」というときには無理をさせないようにしましょう。

24時間以内に38℃以上の熱が出た場合や解熱剤を使用している場合。朝から37.5℃を超えた熱があることに加えて、元気がない、機嫌が悪い、食欲がない、水分が摂れていないなどの全身状態が不良である場合は、登園を控えるようお願いいたします。

＊厚生労働省「保育所における感染症ガイドライン」2018年改訂版より

- ・ 病気やけがでお休みをするときには、連絡の際に細かく様子をお知らせください。HOICTでの入力をお願いしておりますが、内容によってはこちらからご連絡させていただくこともあります。
例) 昨日から、咳・鼻水がひどい(いつから、どんな症状か)
- ・ ご自宅で健康上変わったことがありましたら必ずお知らせください。
- ・ 病後の登園については、医師に確認してください。
- ・ 解熱後24時間経過した場合でも、呼吸器症状等が改善傾向となるまでは、登園を控えましょう。
- ・ 保育中に、発熱(めやす38.0℃以上)、下痢、嘔吐、ひどい咳など体調が悪くなったときはお迎えをお願いしています。通常の連絡先と異なる際にはお知らせいただき、連絡が必ずとれるようにしてください。

《感染症について》

【治癒証明書が必要な感染症】 …… 医師が記入 (料金がかかります)

百日咳 麻疹(はしか) 風疹 結核 水痘(水ぼうそう) 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
咽頭結膜熱(プール熱) 髄膜炎菌性髄膜炎 流行性角結膜炎(はやり目) など

【登園届が必要な感染症】 …… 保護者が記入

インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症

【下記の病気は医師の指示に従ってください】

腸管出血性大腸菌感染症 急性出血性結膜炎 手足口病 伝染性紅斑(りんご病)
流行性嘔吐下痢症 ヘルパンギーナ 溶連菌感染症 感染性胃腸炎 マイコプラズマ肺炎
突発性発疹 伝染性膿痂疹(とびひ) 伝染性軟属腫(水いぼ) アタマジラミ
上気道感染症(風邪) など

*治癒証明書、登園届は保育園にあります。立川市のホームページからもダウンロードできます。

検索ワード『立川市保育園の健康』で市立保育園の保健のページにアクセスできます。

右記QRコードからも保健のページにアクセスできます。

治癒証明書は病院の書類でも構いません。

*感染症の発生・流行状況は掲示板などでお知らせします。

*発熱・下痢・発疹など、感染症が疑われる場合は受診をお願いします。

*診断を受けましたら必ず保育園にお知らせください。

*家族や身近な方が感染症にかかった場合もお知らせください。



《予防接種について》

- ・予防接種は体調の良い時に早めに受けましょう。
- ・予防接種を受けた後は最低 3～4 時間程度の安静が必要です。（立川市医師会より指導）
登園前の予防接種は控え、休みの日やお迎えのあとに受けましょう。
- ・接種後は各自で、HOICT へ受けた年・月の入力をお願いします。

《薬について》

- ・保育園では原則として薬をお預かりしていません。受診の際は保育園に通っていることを伝え、与薬について医師に相談してください。（家庭での与薬で済む場合があります。＜例＞朝・夕方・寝る前の 3 回、又は 1 日 2 回など）
- ・慢性疾患等、どうしても日中の薬が必要な場合は面談の上、医師の指示書と保護者の方の依頼書を提出していただいてからのお預かりになります。（提出の際に再度面談があります。）
- ・薬（内服薬、貼り薬など）を使用して登園する時は、必ずお知らせください。（薬によって眠くなったり、便がゆるくなることなどがあります）

《保育園の衛生管理に関するお願い》

集団で生活する保育園では、衛生管理の観点から感染拡大防止のため、排泄物（便・尿・吐物など）や血液で汚れた衣類、シーツ、タオル等は洗わずにお返ししています。
ご理解、ご協力の程、よろしくお願いします。

《保健行事について》

- ・身体測定・健康診断・乳児健診・視力測定・歯科検診後、結果は HOICT に入力し、お知らせします。個人の健康発達の記録になりますので必ずご確認ください。
- ・お伝えしたいことがある場合は、個別にお知らせします。
- ・健康面で気になることがある場合はいつでもご相談下さい。

《保育園でけがをしてしまったときには》

保育園生活中にけがをしてしまった場合には、送迎の際にお伝えし「けがの連絡票」をお渡ししています。その際は、ご家庭でも確認・観察をしていただき、「ご家庭での様子」をご記入し保育園にお持ちください。

医療機関の受診が必要な場合はご連絡しますので、お子さまの健康保険証と乳幼児医療証（乳医療証）等を持参の上、保護者の方の立会いをお願いします。

《災害共済給付制度について》

立川市保育課では、市立保育園に在園する園児が、保育園の管理下において災害（負傷、疾病、傷害又は死亡）にあった場合、医療費や見舞金の給付を受けることができるよう、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。

掛金については市が負担することで、保護者等の自己負担なく厚い給付が受けられるものになっております。